

第 99 号議案

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市簡易水道事業のうち清川簡易水道事業、緒方簡易水道事業、大野簡易水道事業及び犬飼簡易水道事業を豊後大野市水道事業に統合するとともに、豊後大野市水道事業における利益の処分及び資本剰余金の積立てについて定めたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第5条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（利益の処分の方法及び積立金の取崩し）

第5条 豊後大野市水道事業は、法第32条第1項の規定により欠損金をうめた場合において、なお残額（以下この項において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立て、なお残余があるときは、その額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てる。

2 前項に規定する各積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

（資本剰余金の積立て）

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

地区名	給水区域	計画給水人口 (人)	1日最大給水量 (立法メートル)
三重町	菅生、井迫、浅瀬の一部、宮野、百枝、上田原、西泉、向野の一部、市場、秋葉、内田、赤嶺、芦刈の一部、小坂の一部、松尾の一部、玉田の一部、久田の一部、本城の一部	25,325	10,820.4
清川町	豊後大野市清川町六種のうち字宮津留、上中尾、泉、石原、納来、小原、蔵内 豊後大野市清川町砂田の一部、雨堤の一部、天神の一部		

<p>緒方町</p>	<p>豊後大野市緒方町馬場のうち字大石、寺田、カモウ、下土甲、ホキ上、市口、天神下、野間、イサリ町、東仙寺、桑原、本田、ミツエ、大久保、柏木、松山、東福寺の一部、太平の一部</p> <p>豊後大野市緒方町井上のうち字牛ノ田の一部、中ノ切の一部、寺縄手の一部、榎町、天神山の一部、浦久保の一部、中ノ原の一部、松手久保</p> <p>豊後大野市緒方町野尻のうち字五反田、野尻の一部、黒主の一部、西白寺の一部、高城の一部、岩詰の一部、牧の一部、迫の一部、上牧の一部、鳥越の一部、定付の一部</p> <p>豊後大野市緒方町越生のうち字平原の一部、駒方の一部、仲島の一部、宮畑の一部、桑迫、原の一部、大久保の一部、新土手の一部、原田の一部</p> <p>豊後大野市緒方町下自在のうち字小柳の一部、大石、下市、上市、小室、横田の一部、辻、枝石、今宮の一部、戸ノ上の一部、長迫、深町の一部、高尾</p> <p>豊後大野市緒方町軸丸のうち字横田の一部、クシケ、五斗栗の一部、深迫の一部、妙法の一部</p> <p>豊後大野市緒方町上自在のうち字城の一部、野仲田の一部</p> <p>豊後大野市緒方町鮎川のうち字借渡の一部</p> <p>豊後大野市緒方町徳田のうち字米山、萩原、下鶴、仮宿、小松迫、小松迫平、平、鶴、内久保、立平、柿ノ木の一部、水口の一部、河原田の一部、中尾の一部、三ヶ塚の一部</p> <p>豊後大野市緒方町上冬原のうち字トヲノヲ、仮ヤツルの一部、久保の一部、櫛尾の一部、梅無礼の一部、竜千寺、森下の一部、竹ノ内、高野前、上辻、室、緒方小野、中原、赤道、向の一部、リヲサンの一部、谷の一部、田ノ平の一部、ノリコエの一部</p> <p>豊後大野市緒方町冬原のうち字柚ノ木平の一部、蔵万寺、原、新飼の一部、小迫、監物平、南久保頭、柿迫、茶屋元、口ノ草、大原、加賀知前的一部分、加賀知、小豆穴、シノベ山の一部、花木沢、原、日向瀬の一部、中的一部分</p>	
------------	---	--

	<p>豊後大野市緒方町栗生のうち字土入の一部、上栗生の一部、長迫の一部</p> <p>豊後大野市緒方町柚木のうち字梅木、下ノ平</p> <p>豊後大野市緒方町下徳田のうち字殿峰</p> <p>豊後大野市緒方町久土知のうち字荒平の一部</p> <p>豊後大野市緒方町知田のうち字大善寺の一部、中ス、屋敷の一部、長畑、宮ノ下の一部、ケ瀬蓋の一部、年ノ神、寺ヶ迫</p> <p>豊後大野市緒方町中野のうち字中尾の一部、下迫、下津留、宮前、竹ノ脇の一部、大平、岡田、前久保の一部、刈政の一部、尾崎の一部、横平の一部、崩堀上、本久保、横山の一部、堀端の一部</p> <p>豊後大野市緒方町木野のうち字向原、下長迫、七足の一部、巢石の一部、柿木畑の一部、市ノ久保の一部</p> <p>豊後大野市緒方町小原のうち字テコシの一部、道下の一部、道上の一部、村上の一部、迫の一部、坂元、堂元、年神、安の一部、仲シマ、尾園、漆畑、堺谷の一部、米上の一部、尾久保の一部</p> <p>豊後大野市朝地町朝地のうち字朝地の一部、寺田の一部、柳井原の一部</p> <p>豊後大野市朝地町坪泉のうち字栗木の一部、草木の一部</p> <p>豊後大野市朝地町板井迫のうち字石田の一部</p> <p>豊後大野市朝地町下野のうち字胡麻町の一部</p>
大野町	<p>豊後大野市大野町田中のうち町、佐代、妙勝庵、南、北</p> <p>豊後大野市大野町藤北のうち木原</p> <p>豊後大野市大野町宮迫のうち浅草東、浅草西</p> <p>豊後大野市大野町屋原のうち代の原、庄屋</p> <p>豊後大野市大野町中原のうち小鹿</p> <p>豊後大野市大野町田代のうち川北、川南</p> <p>豊後大野市大野町酒井寺のうち酒井寺東</p>
千歳町	<p>高畑の一部、新殿、下山、前田、柴山、船田、石田、長峰</p>

犬飼町	豊後大野市犬飼町 下野、上津尾、上津尾住宅、内河、堀川、天神町、西の田、上ワ町、上サ町、新道の一部、一部、二部、三部、本町、小福手、犬飼原、犬飼津留、上重、渡無瀬、石井、上山奥、下山奥、高松、戸上、長谷、萩原、久原上、久原住宅、久原下、細口、松田、長畑、山内、栗ヶ畑、黒松西、黒松東、犬飼山田、宇津尾木、高津原、畑ヶ川、柴北上、柴北下、葛川、真萱、下の原、阿原	
-----	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(豊後大野市特別会計条例の一部改正)

- 2 豊後大野市特別会計条例（平成17年豊後大野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第9号」を「第8号」に改める。

(豊後大野市簡易水道事業基金条例の廃止)

- 3 豊後大野市簡易水道事業基金条例（平成17年豊後大野市条例第101号）は、廃止する。

(豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 4 豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第237号）の一部を次のように改正する。

別表清川簡易水道事業の項、緒方簡易水道事業の項、大野簡易水道事業の項及び犬飼簡易水道事業の項を削る。

(豊後大野市水道事業給水条例の一部改正)

- 5 豊後大野市水道事業給水条例（平成17年豊後大野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(旧清川簡易水道事業、旧緒方簡易水道事業、旧大野簡易水道事業及び旧犬飼簡易水道事業の給水に係る経過措置)

- 4 豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 年豊後大野市条例第 号）附則第4項の規定による改正前の豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例に規定する清川簡易水道事業、緒方簡易水道事業、大野簡易水道事業及び犬飼簡易水道事業の給水について、豊後大野市簡易水道事業給水条例の規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当の規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(旧清川簡易水道事業、旧緒方簡易水道事業、旧大野簡易水道事業及び旧犬飼簡易水道事業に係る経過措置)

- 6 附則第 4 項の規定による改正前の豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例に規定する清川簡易水道事業、緒方簡易水道事業、大野簡易水道事業及び犬飼簡易水道事業（以下「旧簡易水道事業」という。）に係る平成 30 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧簡易水道事業に属する財産については、施行日以後豊後大野市水道事業会計に属するものとする。